

幼稚園 平成29年度 下松市1号認定保育料

子	国基準	各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		推定年収 ※おおよその目安	市町村民税所得割額	保育料(徴収金)基準額 (円)			
		階層区分	国			市	・360万円未満の世帯 又は ・360万円以上で以下のいずれかの条件を満たす世帯 ・1人就園の園児 ・2人以上就園している世帯の最年長の園児	・2人以上就園している世帯の次年長の園児	・3人以上就園している世帯の左記以外の園児
	0	①	①	—	生活保護世帯	0	0	0	
1子	3,000	②	②	270万円未満	市町村民税非課税世帯(市町村民税所得割非課税世帯含む。)	0	0	0	
2子	1,500 →0								
3子~	0								
1子	16,100 →14,100	③	③	270万円以上 360万円未満	77,100円以下	10,400 →8,400	5,200 →3,000	0	
2子	8,050 →7,050					5,200→4,200 ※ただし、第1子が小学1~3年生の場合は、2,400→2,100	0		
3子~	0					0			
	20,500	④	④	360万円以上 680万円未満	211,200円以下	14,800	0	0	
	25,700	⑤	⑤	680万円以上	211,201円以上	20,000	0	0	

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料(徴収金)基準額 (円)			
階層区分	推定年収 ※おおよその目安	市町村民税所得割額	・小学校1~3年生の兄・姉が1人いる 最年長の園児	・小学校1~3年生の兄・姉が1人おり、2人以上就園している左記以外の園児 ・小学校1~3年生に兄・姉が複数いる園児	
					国
④	④	360万円以上 680万円未満	211,200円以下	4,500	0
⑤	⑤	680万円以上	211,201円以上	7,100	0

- 1 年齢は、保育所入所日の属する年度の4月初日をもって認定する。
- 2 住宅取得等の特別控除に係る減税の取扱いについては、適用しないものとする。
- 3 第3子以降については、半額または全額が減額される場合があります。